

議案第 17 号

桐生市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例案

桐生市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次
のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 18 日提出

桐生市長 荒木 恵司

桐生市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

桐生市体育施設の設置及び管理に関する条例(昭和44年桐生市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「第1項」を「前項」に改める。

別表第7中「

新里社会体育館	体育室(全部)	市内	2時間以内	1, 670円	7時から21時30分まで			
				4, 190円				
	体育室(1区画)	市内		410円				
				1, 040円				
	柔道場	市内		410円				
				1, 040円				
	全館	市内		2, 090円				
				5, 230円				
	新里弓道場	市内	4時間以内	310円				
				520円				
新里剣道場	市内	2時間以内		310円				
				520円				
新里卓球場	市内			310円				
				520円				

」を「

新里社会体育館	体育室(全部)	市内	2時間以内	3, 420円	7時から21時30分まで			
				8, 580円				
	体育室(1区画)	市内		840円				
				2, 130円				
	柔道場	市内		840円				
				2, 130円				
	全館	市内		4, 280円				
				10, 720円				
	新里弓道場	市内	4時間以内	310円				
				520円				
新里剣道場	市内	2時間以内		310円				
				520円				
新里卓球場	市内			310円				
				520円				

」に改める。

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年6月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に改正前の桐生市体育施設の設置及び管理に関する条例の規定により、使用の承認を受け、使用料の納付をしているものについては、なお従前の例による。

議案説明

議案第17号 桐生市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案

新里社会体育館の整備に伴い、同館の施設使用料を見直すため、所要の改正を行おうとするものです。